

運輸安全マネジメントの取り組み《令和8年度》

● 輸送の安全に関する基本的方針

「輸送の安全」は全ての業務の最優先事項とする
関係する法令、規則を遵守すること
今の状況に甘んじず、継続的な改善を続ける

● 輸送の安全に関する目標・及びその達成状況

年度	目標内容	目標	実績	備考	達成状況
R7年度	バック事故の発生	0件	1件	物損事故が1件	未達成
	健康起因による事故	0件	0件		達成
	交通法令違反	0件	0件		達成
R8年度	バック事故の発生	0件			
	健康起因による事故	0件			
	交通法令違反	0件			

※上記1件の内訳は有責・物損・軽微事故です。

● 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故の発生件数）

① 重大事故に関すること

令和7年度は、重大事故の発生はありませんでした。

② 行政処分

令和7年4月に文書警告が1件ありました。既に改善済となります。

● 輸送の安全に関する情報の伝達体制（別紙①）

各営業所へ書面を交付し、責任者は内容把握の確認を行っています。
変更がある場合は速やかに対応しています。

● 運輸の安全のため講じた措置、及び講じようとする措置

◆講じた措置（令和7年）

- ① 事故、ヒヤリハットの情報収集
- ② 年間計画に基づいた乗務員教育
- ③ 適性診断の受診（適齢診断2年ごと、一般診断3年ごと）
- ④ 安全マネジメントセミナー等の受講
- ⑤ 交通安全期間中の事故防止運動

◆講じようとする措置（令和8年）

- ① 事故、ヒヤリハットの情報収集
- ② 年間計画に基づいた乗務員教育
- ③ 適性診断の受診（適齢診断2年ごと、一般診断3年ごと）
- ④ 安全マネジメントセミナー等の受講
- ⑤ 交通安全期間中の事故防止運動

● 輸送の安全にかかわる内部監査の結果、並びにそれに基づき講じた措置

当社顧問の行政書士に各営業所、年1回の内部監査を受け、常に改善に努めています。

令和7年度については、8月に実施し、大きな指摘はありませんでした。

● 運輸の安全にかかわる教育、及び研修の実施状況

旅客自動車運送事業運輸規則第38条、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の方針に則り、以下の教育・訓練を実施しています。

- ・新入運転者入社時教育
- ・適齢診断後の結果に基づく個別指導
- ・ドラレコ教習
- ・チェーン講習
- ・救命講習
- ・事故災害講習

● 初任運転者に対して行う特別な研修

実施時期 : 運転者として選任する前

座学研修 : 10時間以上

実技研修 : ハンドル時間20時間以上

実技ルート : ①川口エリア めぐりの里・戸田葬祭場

②さいたまエリア 大宮聖苑・浦和斎場

③上尾エリア つつじ苑・みずほ斎場

④所沢エリア しののめの里・所沢斎場・他

車両区分 : 選任後、実際に運行する可能性がある経路、時間帯に実施

● 各情報の公表 《 令和8年5月1日現在 》

☆安全管理規程 (別紙②)

☆安全統括管理者 役職:係長 氏名:曾谷 和哉

☆運転者 選任運転者 12 名 (年間の教育 4回)

※初任運転者当に対する実技指導の実施状況は別紙

☆運行管理者 運行管理者 2 名 / 補助者 7名

☆整備管理者 整備管理者 1 名 / 補助者 8名

☆事業用自動車 小型 11 両 / コミューター 3 両 計 14 両

令和 8 年 5 月 1 日

TODOROKI TRAFFIC株式会社

代表取締役 和田 浩明